

即納 延納 物納

相続税の納付には、三つの方法があります。現金納付（即納）。納付を長期に渡り納付（延納）。物（不動産等）の納付（物納）によるものがあります。ここ数年来、物納による納付が難しくなったといわれます。その原因に税務当局への添付書類に「金銭納付を困難とする理由書」の提出があります。

別紙にて添付してあります。

理由書の内容を見てみますと。1. 納付すべき相続税額から2. 納期限までに納付することが出来る金額(現金等)と4. 延納出来る金額を引き算した残りが5. 物納許可限度額であると記されています。

たとえば、55歳 年収700万(現在) 手持ち資金500万円、相続税5000万(内相続した現金・預金1000万)親族の収入0円とした場合を考えてみましょう。

1. 納付すべき相続税額

A : 50,000,000 円

2. 納税額

B : 13,750,000 円

計算式

1,000万(相続した現金・預金)+500万(裏面:1 納税者固有の現金預金等2 生活費の計算)-125万(当面の生活費と事業費:3か月分)

3. 延納許可限度額

C : 36,250,000 円

計算式

50,000,000-13,750,000

4. 延納によって納付することが出来る金額

D : 40,000,000 円

計算式

700万裏面 -(500万 +0万) × 20

延納年数 20年とした場合

5. 物納許可限度額

0 円

計算式

3 < 4 延納許可限度額を延納によって納付することが出来る金額が上回るため。

上記の通り、相続人に手持ち資金があり最低生活費控除後の資金余裕があると、延納により納付が可能という事になります。税務当局は、物納条件を厳しくするのではなく、資金余裕があればまず延納することを推し進めています。

実際には3625万円を20年にわたり分割で納付すると約181万円/年。これに利子税がかかります。現在55歳の相続人が今後長期に渡り返済が出来るのか。

結論は出来ません。数年で相続人は定年を迎えます。手持ち資金を納税に差し出し、月額15万円の20年ローンのしかかり相続破産が起こります。それを避ける為には不動産を売却して、早く納税をしなければなりません。一方で資産があるから当たり前との意見もあります。しかし、相続人(納税者)の資産はほとんどが、不動産であり、地形的な問題(間口が狭い・水路際・地役権・不便)や権利上の問題(小作地・借地権・自宅建物敷地)が存在していることが多くあり、短期間で不動産を売却して資金化することは、容易ではありません。

相続税対策とは、税金を減らす対策も必要ですが、資金化できるように、不動産の整理を早期に進めることをお勧めします。